

第5章 計画の推進体制

第 1 節 計画の普及啓発

この計画は、本市の障害のある人に関する長期的な施策の方向性を示した行政計画ですが、社会福祉協議会、障害者団体、サービス提供事業者、ボランティア団体、民生委員・児童委員、市民等が一体的に取り組まなければならない共通の指針です。

それぞれの主体が本計画を理解したうえで、ネットワークを形成して取り組む必要があります。このため、本計画の内容について普及啓発を進めます。

第 2 節 計画の推進体制

1. 推進体制について

本計画を推進していくために、関係機関のネットワークを形成し、官民一体となって障害のある人の生活を支援する各施策の実現に向けて、創意工夫を図っていきます。

2. 全庁的な施策の推進

本計画の推進にあたり、庁内関係部局との連携を強化し、全庁が一体となって各種施策を展開していくとともに、必要に応じて障害のある人及び関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、総合的かつ効果的な推進に努めます。

3. 計画の進捗状況の点検・評価体制

この計画の進行管理及び評価については、事業者や関係機関によって構成される「那須塩原市地域自立支援協議会」において行います。

また、市においても庁内関係部局との連絡調整体制を整備し、効果的な事業実施に向けた進捗状況の点検及び評価を行います。

この計画は6年間という長期計画であり、制度改正や国の障害者施策の動向を踏まえ、情勢の変化によっては計画の見直しを行うものとします。

4. 国や県等の関係機関との連携強化

障害者福祉の中には、市で行うことが困難な広域的、あるいは専門的・技術的な事業もあることから、広域的連携の調整、モデル的事業の誘導など、国や県等の関係機関との連携を強化し、事業を推進します。